

## 条例

# 鳥取県公報

火曜日、金曜日施行（但休日にあらときは翌日）

昭和十四年四月十五日第三種郵便物認可

## 鳥取県条例第三十一号

鳥取県知事 遠藤茂

藤

茂

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例をここに公布す

る。

昭和三十一年七月三日

- ◆条例 鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例
- ◆告示 火災復興土地区画整理設計書の総覽
- 町村の開拓分合（米子市）
- 昭和三十一年六月定例県議会の議決を経た歲入歳出更正予算等
- 理容師、美容師試験の実施
- 畜産検査の実施
- 卵業者の登録
- 豚の移入禁止区域の指定
- 馬の流行性脳炎予防注射等の実施
- 家畜人工授精師の免許
- 食糧管理法による職務執行に関する証票の交付
- 漁業権の免許の内容となる事項等

- 第一条 農山漁村振興計画の樹立および実施に關する重要事項を調査審議するため、鳥取県農山漁村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- （設置）
- 第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議して答申する。
- 一 新農山漁村建設総合対策要綱に基く農林漁業政策の
- 二 新農山漁村建設総合対策要綱に基く農林漁業計画の承認
- 三 新農山漁村建設総合対策要綱に基く農林漁業計画の承認

三 その他農山漁村振興計画の樹立および実施に關し  
必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)  
第四条 委員は次に掲げる者の中から知事が任命または委嘱する。

- 一 市町村長および市町村議会の議員
- 二 県農業会議、県農業協同組合中央会、その他適当な農林漁業団体の役職員
- 三 信用農業協同組合連合会、森林組合連合会、信用林漁業金融公庫受託金融機関の役職員
- 四 農山漁村の青年婦人組織を代表する者
- 五 関係行政庁の職員
- 六 その他学識経験を有する者
- 2 委員の任期は昭和三十一年三月三十一日までとする。

(会長および副会長)

第五条 審議会は会長一人および副会長一人を置き、会長および副会長は委員の中から互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は審議会にはかつて知事が任命または委嘱する。

(会議)

第七条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(委員)

第八条 この条例に定めるものほか、審議会に關し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十三号

昭和二十七年五月二日鳥取県告示第二百四十二号で定めた鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理設計書を次のように昭和三十年三月十四日変更したので昭和三十一年七月六日から昭和三十一年七月十六日まで鳥取県土木部道路課分室(旧鳥取火災復興事務所)に備えて毎日八時三十分から十七時まで土地所有者及び関係人の縦覧に供する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整

理設計変更書

一 地 势

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平垣市街地の大部分であつて、中央部を南北に袋川が貫通しており市街地の北西方は久松山麓の緩傾斜面である。  
(ア) 交 通  
交通機関としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心として鳥取駅賀露線、鳥取駅倉吉町線、鳥取駅浜坂線、鳥取駅中河原線、鳥取駅若桜線、鳥取駅智頭町線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井線、鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、鳥取駅岡山線、鳥取駅姫路線、鳥取駅吉岡村線のバス路線がある。

主要道路としては一級国道第一九号線、県道鳥取停車場線、鳥取賀露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。  
尚ほ松山麓の緩傾斜面地は日本海を遙かに望む墓地造成の適地である。

二、工事施行の目的

火災の復興に当つて都市再建に遺憾のないようにならうとするものである。

### 三 工事、その他の事業の計画説明

地区内街路、水路公園の廢置、河川水路の整備、上下水道の移設、支障物件の移転、除却、防火施設の整備、

五 計理前後に於ける土地の筆数及地積の地目別合計対照表

	理前	%	理後	%
日	100	100	100	100
月	100	100	100	100
年	100	100	100	100

墓地の造成等を施行し小学校その他公共用のに供する土地を保留する。

#### 四 主要工事の仕様

街路構造令による外、鳥取県土木工事設計標準に準拠し、各工事の設計書及び仕様書によつて施行する。

別紙四面表示の通り（省略）



昭和31年7月3日 火曜日 鳥取県取報公報 第2731号

橋梁製造費	新生橋外大橋	新生橋1枚	成事業費歳入歳出予算は次のとおりである。
河川水路費	新生橋1枚	新生橋1枚	昭和31年7月3日
公共空地費	新生橋1枚	新生橋1枚	鳥取県知事 横 謙
墓地造成費	園路、広場、及水路 新生橋1枚	新生橋1枚	昭和30年度鳥取県歳入歳出更正予算

## 防火施設整備費

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

## 島取県告示第一回七十四号

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

新生橋1枚

地方自治法(昭和31年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十一年七月十日から西伯郡春日村を廃し、その区域を米子市に編入する。  
なお、米子市の人口は九二・五七七人である。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

新

新

新

新

新

新

新

島取県告示第一回七十五号

新生橋1枚

新

新

新

新

昭和三十一年六月九日定例県議会の議決を経た昭和三十一年度鳥取県歳入歳出更正予算、昭和三十一年度鳥取県歳入更正予算及び昭和三十一年度特別会計農業改良資金助

歳 入 合 計	歳 出
1 県 債	1 今回追加(更正)予算額
2 土 木 費	—

歳 入 合 計	歳 出
1 県 債	1 今回追加(更正)予算額
2 土 木 費	—

3 港 湾 費 △ 3,000,000  
6 災害復旧費 2,900,000

## 歳出合計

昭和31年度鳥取県歳入更正予算  
(単位千円)

歳 入 合 計  
(単位千円)

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

鳥取県告示第二百七十六号

理容師、美容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十号）第五条第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

00129  
第2731号

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

報

公

縣

鳥

取

火曜

日

昭和三十一年七月三日

明治三十一年七月三日

火曜

日

鳥

取

公

報

00130

第2731号

11 昭和三十一年七月三日 火曜日 鳥取県公報 第2731号

(6) 実地試験のみの受験者につては、昭和三十年十

二月施行の理容師、美容師試験の学科試験合格通知

又はその写

(7) 写真（出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所氏

名及び生年月日を記入した名刺型半身のもの。）

(8) 健康診断書

(9) 受験料 五百円（鳥取県収入証紙）

五 その他

(1) 受験願書には受験科目（理容又は美容）のどちら

か一方を記入すること。

(2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等のことがないよう受験願書に住所氏名（誰々方まで記入）を明記すること。

(3) 実地試験のみ受験する者は、願書にその旨明記すること。

(4) 受験者は「モデル」を滞同すること。

（別記様式）

理容師 試験受験願書

本籍

理容師

試験

受験

願書

（

種別

（理容）（美容）

（理容又は美容実地試験

のみ）

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたいので理容

師、美容師法施行令第五条第一項の規定により別紙開

係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右 氏

名

鳥取県知事 遠藤 茂 殿

成施設で理容師、美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上の実地習練を経た者。

三 学科試験を免除される者

昭和三十年十二月施行した理容師、美容師試験で学科

試験のみに合格した者。

四 受験手続

受験願書（別記様式）に次の書類を添え昭和三十一年七月十八日（水曜日）までにも寄の保健所に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの證明書

(3) 実地習練修了証の写又は修了証明書

(4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は文書證明書。

(5) 申請書本文は右謄抄本

鳥取県告示第二百七十七号  
地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

住 所 氏 名

東伯郡北条町松神

北条ふ卵場 奥 谷 哲 男

検査日程  
検査場所 検査日時 受検家畜  
米子市勝田町米子家畜市場 七月十二日午前九時 和牛

日野郡溝口町溝口 " 十三日 " 十時 "

東伯郡東伯町浦安 " 十九日 " "

" 赤崎町県種畜場 " 午後一時 "

倉吉市東町倉吉家畜市場 " 二十日午前十時 "

氣高郡浜村町浜村 " 二十三日 " 九時 "

鳥取市古海古海 " 二十四日午前十時 "

八頭郡船岡町船岡 " 午後一時 "

八頭郡船岡町船岡 " 二十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十五日午前十時 "

馬伝染性貧血検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬、豚の所有者に對して予防注射並びに検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 実施の目的 馬流行性脳炎及び豚コレラ並びに馬伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬流行性脳炎予防注射……馬ただし生後三箇月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚ただし生後四十日分  
晩前後一箇月以内のものを除く。

馬伝染性貧血検査……馬ただし生後三箇月以内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 注射並びに検査の方法

馬流行性脳炎予防注射……馬流行性脳炎予防液皮下注射  
豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

馬伝染性貧血検査……臨床検査、チヨツケ氏法による赤血球数検査デロチーテン検査

馬流行性脳炎予防注射 実施区域 実施場所 同上

実施期日 実施区域 実施場所 同上

十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により昭和三十一年一月十五日次のとおり登録した。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

住 所 氏 名

東伯郡北条町松神

北条ふ卵場 奥 谷 哲 男

検査日程  
検査場所 検査日時 受検家畜  
米子市勝田町米子家畜市場 七月十二日午前九時 和牛

日野郡溝口町溝口 " 十三日 " 十時 "

東伯郡東伯町浦安 " 十九日 " "

" 赤崎町県種畜場 " 午後一時 "

倉吉市東町倉吉家畜市場 " 二十日午前十時 "

氣高郡浜村町浜村 " 二十三日 " 九時 "

鳥取市古海古海 " 二十四日午前十時 "

八頭郡船岡町船岡 " 午後一時 "

八頭郡船岡町船岡 " 二十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 二十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 三十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十七日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十八日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 四十九日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十一日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十二日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十三日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十四日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十五日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十六日午前十時 "

鳥取市古海古海 " 五十七日午前十時 "

馬流行性脳炎予防注射……馬流行性脳炎予防液皮下注射  
豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

馬伝染性貧血検査……臨床検査、チヨツケ氏法による赤血球数検査デロチーテン検査

馬流行性脳炎予防注射 実施区域 実施場所 同上

実施期日 実施区域 実施場所 同上





## 四 条件制限

境港湾計画に基く工事施行に支障があるときは免許の取消しがある。

三 漁場の位置及び区域  
漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先  
点の位置

基点 甲 外江町字西灘屋敷通の一、一千七百五

十七番地 烏取県石標柱

基点 乙 外江町字西灘屋敷通の二、三千五百九

十七番地北東端

二 免許の申請期間  
附記 地元地区 鳥取県境港市外江町  
昭和三十一年七月三日から同年七月十五日まで

## 三 漁場連絡図

附記 漁業権の存続期間

昭和三十一年九月 一日から

昭和三十六年八月三十一日まで

イロ、ロヨ、ニヘ、ヘイの四直線によつて囲まれた区域

## 漁場区域

四 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の時期

かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

日本海

